

○近畿地方整備局告示第93号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年5月1日

近畿地方整備局長 井上 智夫

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 一般国道370号改築工事（美里2バイパス・和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原地内から同町赤木字井原上地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原、字萱場及び字日浦、三尾川字前畑、鎌滝字日裏及び字恩徳並びに赤木字井原下及び字井原上地内
- 2 使用の部分 和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原、字萱場及び字日浦、三尾川字前畑、鎌滝字日裏及び字恩徳並びに赤木字井原下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道370号改築工事（美里2バイパス）及びこれに伴う町道付替

工事」（以下「本件事業」という。）は、和歌山県海草郡紀美野町大角字堂原地内から同町赤木字井原上地内までの延長 2,973m 区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 370 号改築工事（美里 2 バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第 12 条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、道路法第 13 条第 1 項の政令（昭和 33 年政令第 164 号）で指定を受けていないこと及び本件区間は和歌山県内に存することから、起業者である和歌山県は道路管理者である。また、本件区間の改築について起業者は、道路法第 74 条の規定による国道を改築する場合に必要となる認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条の規定による交付決定を受けており、既に本件事業を開始していることなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道 370 号（以下「本路線」という。）は、和歌山県海南市内の一般国道 42 号との接続点を起点とし、奈良市内の名阪国道（一般国道 25 号）針インターチェンジに至る延長 135.5km の主要幹線道路である。

和歌山県内における本路線は、西方で一般国道 42 号を介して阪和自動車道海南インターチェンジと連絡し、また、県道海南金屋線を介して阪和自動車道海南東インターチェンジに連絡のうえ、海南海草地域を横断する主要幹線道路であり、加えて、日本仏教の聖地の 1 つで、ユネスコの世界遺産にも登録されている高野山（同県伊都郡高野町）等の観光資源に連絡する道路として、沿線地域の活性化を支援する重要な路線である。

さらに本路線は、和歌山県地域防災計画における「第 2 次緊急輸送道路」に指定されていることから、災害時や緊急時にも重要な役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員を満たさない狭小区間や最小曲線半径を満たさない線形不良区間が複数箇所存在することなどから見通しも悪く、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況である。

本件事業の完成により、必要な車道幅員が確保された線形の良好な 2 車線の道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実

施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、和歌山県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として記載のあるカスガコギセル、絶滅危惧ⅠA類としてオオヨシゴイ、絶滅危惧ⅠB類としてコミミズク、絶滅危惧Ⅱ類としてトモエガモ、アオバズク、フクロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として記載のあるカスガコギセル、絶滅危惧ⅠA類としてオオヨシゴイ、絶滅危惧ⅠB類としてヒメミズスマシ、絶滅危惧Ⅱ類としてトモエガモ、ミズスマシ、ホソヒメギセル等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。

植物については、和歌山県レッドデータブックに絶滅危惧ⅠA類としてホソバヒメトラノオ、準絶滅危惧としてキイシモツケが、また環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠB類としてホソバヒメトラノオ、準絶滅危惧としてキイシモツケが確認されている。

これら生息の可能性のある重要な種の個々の分類群について、起業者による専門家への意見聴取を行った結果、本件区間内及びその周辺の土地において、これらすべての重要な種は確認されていないことから、これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度については、影響はないと予測される。

なお、工事施行中に貴重な種が存在することが判明した場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、和歌山県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずること

としている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における車道幅員の狭小及び線形不良を解消し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案の現道拡幅及びバイパスルート案のほか、現道拡幅ルート案及びバイパスルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、用地取得面積が最も多いものの現道を利用しながら集落を極力避けるルートであるため、支障物件は中位で比較的少ないほか、工事施工性にも比較的優良、事業費が最も廉価であるなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は道路構造令に定める車道幅員を満たさ

ない狭小区間や最小曲線半径を満たさない線形不良箇所があり、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道 370 号海南紀美野間改修促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

## 第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県海草郡 紀美野町役場